

里田会計事務所通信

平成24年1月1日発行

明けましておめでとうございます。

東日本大震災の爪あとは、年が変わって解決できるものではありません。これから先何年も応援していきたいと思ひます。

(税制改正) 復興増税法案成立

東日本大震災の復興財源を賄う臨時増税を盛り込んだ復興財源法など2011年度第3次補正予算関連5法が11月30日、参院本会議で民主・自民・公明各党などの賛成多数で可決・成立しました。

このうち、東日本大震災からの復興を図るための平成23年度から27年度までの集中復興期間において実施する施策に必要な財源を確保するため所要の措置を講じる「東日本大震災からの復興のための施策を実施するための必要な財源の確保に関する特別措置法案」及び「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に係る地方税臨時特例法案」の両法案は、10月28日に閣議決定・同日国会に提出され、11月7日に衆議院の財務金融、総務の委員会へ付託されました。

その後、22日に両法案とも修正議決されて24日の本会議で賛成多数で可決し、参議院へ送付されました。参議院では、25日の付託後、財政金融、総務の委員会でも実質29日のみの審議で可決してまいりました。

両法案の成立により、復興特別税として国税関係では、(1)平成25年1月から49年12月まで所得税額に対して2・1%の「復興特別所得税」の創設及び(2)平成24年度から26年度まで法人税額に対して10%の「復興特別法人税」の創設が、地方税では個人住民税を平成26年6月から10年間にわたり年1000円引き上げます。

なお、法人税に関しては、11月30日に成立した「経済社会構造の変化に対応した税制構築を図るための所得税法等改正法」により、実効税率をいったん5%引き下げた上で3年間に限って税額を10%上乘せられることとなります。

(税制改正) 平成24年度税制改正

大綱を閣議決定

政府は12月10日の臨時閣議で平成24年度税制改正大綱を決めました。来年度改正は、消費税率の引上げが焦点となる税制抜本改革の議論を控えるだけに、全体として小粒な内容となったようです。大綱は、新成長戦略実現に向けた税制措置として、自動車重量税の「当分の間税率」に係る負担を軽減すること併せて、エコカー減税の継続、特に環境性能に優れた自動車に対する軽減措置の拡充を盛り込んでいます。

法人課税では、研究開発税制の上乗せ特例の継続、再生可能エネルギー投資を加速させるための環境関連投資促進税制の拡充、また、雇用の大半を担う中小企業を引き続き支援するため、中小企業投資促進税制の拡充・延長等を行います。研究開発税制は、試験研究費に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を2年延長します(所得税も同様)。

中小企業投資促進税制は、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長します(所得税も同様)。環境関連投資促進税制は、対象資産のうち太陽光発電設備及び風力発電設備を一定の規模以上のものに限定した上で、24年4月1日から25年3月31日までの間にその設備を取得し事業に使用した場合は、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却できることとなります(所得税も同様)。

個人所得課税では、23年度改正で積み残しとなっていた給与所得控除や退職所得課税の見直しが盛り込まれました。給与所得控除は、給与収入が1500万円を超える場合には245万円の上限が設けられます。退職所得課税は、勤務年数5年以内の法人役員等の退職所得について、累進緩和措置の2分の1課税を廃止します。これらの見直しは、個人住民税にも反映されることとなります。

そのほか、国際課税では、国際的租税回避を防止する観点から、国外財産調書制度を創設し、その年の12月31日において合計5千万円を超える国外財産を有する居住者は、その財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した調査書、翌年3月31日までに、税務署長に提出することが義務付けられます。また、所得金額に比べ過大な利子を関連者間で支払うことを通じた租税回避を防止するため、過大支払利子税制を創設します。

(トピックス) 社外取締役義務化など

会社法改正試案公表

法務省の法制審議会は12月7日、会社法の見直しの関する中間試案を公表しました。同審議会は、会社法制度部会において「企業統治の在り方」や「親子会社に関する規律」に係る会社法の改正に向けた議論を重ね、今回の中間試案において、(1)社外取締役の選任の義務化、(2)「監査・監督委員会設置会社制度」の創設、(3)社外役員独立性強化、(4)多重代表訴訟制度の創設、などについて考えを示しました。

中間試案は、社外取締役の選任を義務付ける対象として、監査役設置会社(公開会社)であり、かつ、大会社であるものに限る。か有価証券報告書の提出義務がある株式会社は、それぞれ1人以上の社外取締役の選任を義務付ける、という2案のほか、経済界の反発を考慮し、現

行法のまま見直さない案も併記しました。利害関係者によるなれ合いを排除するため、親会社の取締役や取締役等の親族は選任しない案も示しています。

新制度として設けられる予定の「監査・監督委員会設置会社」は、従来の監査役会に代わるもので、社外取締役を複数置いて業務執行と監督の分離を図ります。株主総会で選任し、経営陣の任命や解任に与ることができる強い権限が与えられます。3人以上の取締役で構成され、その過半数が社外取締役であることを要件とします。監査役、指名・監査・報酬委員会の設置を必要としない機関設計であるため、経済界からの関心も高いそうです。

また、「多重代表訴訟制度」は、親会社の株主が子会社の取締役に対して株主代表訴訟の提起を認める措置です。現行での代表訴訟は、その会社の株主しか提起できないため、子会社が不祥事などを起こしても親会社の株主は責任を追及できません。これが経済界などで問題視されてきました。財務状況の把握が難しい子会社を利用した不正を防ぐことが目的ですが、中間試案では、多重代表訴訟制度は創設しないという案も示しています。

(消費税率論議) 一定水準に達した後 逆進性対策を実施

12月5日の第22回政府税制調査会(会長安住淳財務相)において、「税制抜本改革の今後の進め方」を議論しました。「社会保障・税一体改革案」具体化のための検討課題として、消費税率は、税率の引上げ、いわゆる逆進性問題への対応、課税の適正化、消費税と個別間接税の関係等、その他の税目として個人所得課税、法人課税、消費税以外の消費課税、地方税制などを検討しました。

消費税率については、一体改革案で「2010年代半ばまでに段階的に税率(国・地方)を10%までに引き上げる」とし、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する、とされています。このため、税率の引上げ時期と幅等を検討するとともに、いわゆる逆進性問題につき、税率が一定水準に達し、税・社会保障全体の再配分をみてもおおむね必要になった場合に、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本に検討します。

その他の税目では、当初の2011年度税制改正法案で削除された個人所得課税の「各種の所得控除や税率構造の改革」、「給付付き税額控除」、「金融所得課税の一体化」に取り組みとともに、法人課税では課税ベースの拡大と併せ、法人実効税率の引下げ(中小法人に対する軽減税率率についても、引き下げる)を、中小企業関連の租税特別措置の見直しと併せて実行する、としています。

さらに、消費税以外の消費課税では、車体課税及びエネルギー課税(地球温暖化対策のための税)を検討。エネルギー課税については、エネルギー起源、CO₂排出抑制等を図るための税を導入します。資産課税では、2011年度税制改正では削除された相続税の課税ベース、税率構造の見直し、負担の適正化、贈与税の軽減、事業承継税制の運用状況等を踏まえた見直しを行うとしています。

(減価償却制度改正メモ) 定率法は 200%定率法に

改正法人税法施行令・施行規則が公布・施行され、減価償却制度については、定率法の償却率が、現行のいわゆる250%定率法から、200%定率法へと改正されました。

資本的支出は現在、資本的支出を行った翌年度から本体資産と資本的支出の簿価の合計額を新規取得資産として減価償却していく特例が設けられています。今回の、定率法の償却率の改正により、資本的支出の仕組みも変更となり、250%定率法を適用している資産について、今後は250%定率法を適用している本体資産と資本的支出の合計額を新規取得資産として償却する方法が適用できないことになっています。



1月の税務

1	給与所得者の扶養控除等申告書の提出	提出期限...本年最初の給与支払日の前日
(1)	提出先...給与の支払者(所轄税務署長)	
(2)	提出先...給与の支払者(所轄税務署長)	
2	支払調書の提出	提出期限...1月31日
3	源泉徴収票の交付	交付期限...1月31日
(1)	交付先...所轄税務署長	
(2)	交付先...受給者	
4	固定資産税の償却資産に関する申告	申告期限...1月31日
5	個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)	納期限...1月中で市町村の条例で定める日
6	23年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収額の納付	納期限...1月10日(年2回納付のま納付者)は前年7月から12月までの徴収分を1月10日までに納付する。納期限の特例届出書提出書は1月20日までに納付)
7	23年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人住民税)	申告期限...1月31日
8	2月、5月、8月、11月決算法人の申告(消費税・地方消費税)	申告期限...1月31日
9	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	申告期限...1月31日
10	5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人住民税)	申告期限...1月31日
11	消費税率が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)	申告期限...1月31日
12	消費税率が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2か月分)	申告期限...1月31日
13	給与支払報告書の提出	提出期限...1月31日
(1)	提出先...現在においで、給与の支払を受ける者	
(2)	提出先...給与の支払を受ける者	
(3)	提出先...給与の支払を受ける者の住所	

